

第2部第6章第4節「賃貸借の存続期間」

【表】土地賃借権・借地権の更新後の存続期間

	上限	下限	
		更新1回目	更新2回目以降
民法	50年（604条2項ただし書）	なし	
借地借家法	なし	20年（4条本文括弧書）*	10年（4条本文）*

*建物の滅失・再築の場合の例外あり（借地借家法7条）。